

兵庫県青少年本部

「ひょうご子ども・若者応援団」 令和6年度下期一般助成事業

青少年健全育成活動
「事業の立ち上げ」と「定着」を支援

最長5年
助成申請が
可能となりました。

※4年目以降

別途書類が必要です。

1団体あたり
最大15万円まで
助成します！

詳細は裏面をご覧ください



公益財団法人
兵庫県青少年本部
Hyogo Youth Services Administration

〒650-0011

兵庫県神戸市中央区下山手通4-16-3 兵庫県民会館8階

兵庫県青少年本部「ひょうご子ども・若者応援団」担当まで

☎ 078-891-7410 (月曜から金曜 9:00~17:00) ホームページはこちら

✉ ouendan@seishonen.or.jp



お問合せ先



「ひょうご子ども・若者応援団」一般助成事業

- 事業対象期間 令和6年10月1日～令和7年3月31日
- 募集期間 令和6年 7月1日～令和6年7月26日（必着）
- 助成対象事業
 - (1) 青少年の自然体験
 - (2) 青少年の社会参加
 - (3) 青少年の非行防止
 - (4) 青少年のリーダー養成
 - (5) 青少年の自立支援
 - (6) 青少年の国際交流
 - (7) 青少年を含む世代間・地域交流
- 助成対象団体 青少年の健全育成を目的として活動を行っている団体等であって、次の条件を満たしていること。
 - (1) 定款又は規約等の会則を有し、代表者が明確であるとともに、定款又は規約の中に、子ども若者の健全育成に取り組む旨の趣旨が記載されていること。
 - (2) 5名以上の会員または構成員を有し、団体等として独立していること。
 - (3) 兵庫県内に活動拠点を有し、県域で1年以上活動をしていること。
 - (4) 宗教活動や政治活動を目的としていないこと。
 - (5) 暴力を用いる反社会的行動をしていないこと。
 - (6) 活動が公共の福祉に反していないこと。
- 助成金額 1団体（1事業に限る）当たりの上限額（千円未満切捨て）

1年目	: 15万円（上限）
2年目～5年目	: 10万円（上限）
- 助成年数 原則として、3年目まで
ただし、「事業の成果と課題に基づく改善方策」「事業の継続に向けた人材・財源を含めた6年目以降の将来像」を提出いただくことにより、事業継続に向けた取り組みを促すことを目的に、4年目、5年目についても助成申請可とする。
- 応募手続き 助成を受けようとする団体等は、兵庫県青少年本部のホームページより申請書をダウンロードし、兵庫県青少年本部「ひょうご子ども・若者応援団」までメールで提出してください。（郵送・持参も可）
【メールアドレス】ouendan@seishonen.or.jp

公益財団法人兵庫県青少年本部 ひょうご子ども・若者応援団

問い合わせ先 : 078-891-7410（月曜～金曜 9:00～17:00）

公式ホームページ: <https://seishonen.or.jp>